作成日 2002/01/01 改訂日 2024/05/14

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 無水チオ硫酸ソーダ

エア・ウォーター・パフォーマンスケミカル株式会社 供給者の会社名称

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 住所

担当部門 RC推進部 電話番号 044-540-0110 緊急連絡電話番号 上記担当部門

推奨用途 工業用一般

推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家/化学物質専門 使用上の制限

家等の判断を仰ぐこと。

2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

健康有害性 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(消化管)

上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類で

きない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 警告

危険有害性情報 H371 消化管の障害のおそれ

注意書き 安全対策

応急措置

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

(P260)

取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270) ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。

(P308+P311)

保管 施錠して保管すること。(P405)

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処 廃棄

理業者に業務委託すること。(P501)

他の危険有害性

重要な徴候及び想定される非常事態の概要

情報なし 情報なし

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 化学名又は一般名

混合物 チオ硫酸ナトリウム(無水)

別名 チオ硫酸ナトリウム

N1.D			化学式 官報公示整理番号 CAS番号			
	化学名又は一般名	ご学名又は一般名 濃度又は濃度範囲		官報公示整理番号		CAS番号
				化審法	安衛法	
	チオ硫酸ナトリウム	95.0 %以上	$Na_2S_2O_3$	(1)-503	既存	7772-98-7

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

硫酸ナトリウム(CAS番号 7757-82-6) 5.0 %以下

4. 応急措置

気分が悪い時は、医師に連絡すること。 吸入した場合

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。 皮膚に付着した場合

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。 ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクト

眼に入った場合 レンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗

浄を続けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

口をすすぐこと。

飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状 応急措置をする者の保護に必要な注意事項 医師に対する特別な注意事項

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。 情報なし

救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。 症状に応じて処置すること。

5. 火災時の措置 適切な消火剤

> 使ってはならない消火剤 火災時の特有の危険有害性

特有の消火方法

この製品自体は、燃焼しない。

散水、粉末消火剤、二酸化炭素、水噴霧、耐アルコール性泡消 火剤、乾燥砂。

周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。

情報なし

燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消 火作業の際には、煙の吸入を避ける。

消火作業は、風上から行う。

周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に 移す。

火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。

関係者以外は安全な場所に退去させる。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用 する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。

多量の場合、人を安全な場所に退避させる。

必要に応じた換気を確保する。 漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。

粉末の場合は、電気掃除機(真空クリーナー)、ほうきなどを使

用して回収する。

粉塵が飛散しないようにして取り除く。

微粉末の場合は、機器類を防爆構造とし、設備は静電気対策を

実施する。

元の容器に回収して再使用することは絶対に避けること 二次災害の防止策

付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備す

る。

床に漏れた状態で放置すると、滑り易くスリップ事故の原因とな

るため注意する。

漏出物の上をむやみに歩かない。

7. 取扱い及び保管上の注意 取扱い

保管

環境に対する注意事項

封じ込め及び浄化の方法及び機材

技術的対策

接触回避

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護

具を着用する。

蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を

設置する。

取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置

する。

安全取扱注意事項 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。

飲み込みを避けること。

皮膚との接触を避けること。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

『10. 安定性及び反応性』を参照。

衛生対策 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

安全な保管条件 『10. 安定性及び反応性』を参照。

> 酸化剤から離して保管する。 換気の良い場所で保管すること。 容器を密閉して保管すること。

施錠して保管すること。

安全な容器包装材料 包装、容器の規制はないが密閉式の破損しないものに入れる。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
チオ硫酸ナトリウム	未設定	未設定	未設定
硫酸ナトリウム	未設定	未設定	未設定

	厚生労働大臣が定める濃度の基準		
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値/天井値	
チオ硫酸ナトリウム	未設定	未設定	
硫酸ナトリウム	未設定	未設定	

設備対策 蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気

装置を設置する。

取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置

する。

機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。 保護具 呼吸用保護具

リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な呼吸用保護具を選

択し、着用すること。

リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護手袋を選択し、 手の保護具

着用すること。

リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な眼および顔面の保 眼、顔面の保護具

護具を選択し、着用すること。

リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護衣、履物を選 皮膚及び身体の保護具

択し、着用すること。

特別な注意事項

9. 物理的及び化学的性質

物理状態 形状

色

臭い

融点/凝固点

沸点又は初留点及び沸点範囲

可燃性

爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界

引火点 自然発火点 分解温度 На

動粘性率 溶解度

n-オクタノール/水分配係数

蒸気圧

密度及び/又は相対密度

相対ガス密度 粒子特性 その他のデータ

10. 安定性及び反応性

反応性 化学的安定性 危険有害反応可能性

避けるべき条件 混触危険物質

危険有害な分解生成物 その他のデータ

> 経口 経皮

11. 有害性情報 急性毒性

固体

結晶状粉末

情報なし

白色 無臭

データなし データなし

不燃性 データなし

不燃性 データなし

220 °C

7.0~9.0(20 g/100 gに溶解:25 ℃)

データなし

水:50 g(100 g, 水, 0 ℃)

水:極めて溶けやすい。エタノール:ほとんど溶けない。

-4.35(計算值 ICSC)

データなし

1.667 データなし データなし

情報なし

一般的な取扱いにおいては安定。

情報なし

酸と混触すると、亜硫酸ガスを放出する。

強力な酸化剤と激しく反応する。水溶液は弱塩基である。

加熱、裸火、スパーク、混触禁止物質との接触

強酸、塩素(溶液)、ハロゲン、ヨウ素、鉛塩、水銀及び水銀塩、 硝酸の金属塩、亜硝酸の金属塩、酸化剤、カリウム、ナトリウム

硫黄酸化物、酸化ナトリウム

情報なし

チオ硫酸ナトリウムとして、ラットLD50>5000 mg/kg(RTECS)

データ不足のため分類できない。

吸入

皮膚腐食性/皮膚刺激性 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 呼吸器感作性 皮膚感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性

特定標的臓器毒性(単回ばく露) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 誤えん有害性 その他のデータ

硫酸ナトリウムとして 急性毒性(経皮)

急性毒性(吸入:蒸気)

急性毒性(吸入:粉じん、ミスト)

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性

呼吸器感作性 発がん性 生殖毒性

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

誤えん有害性

12. 環境影響情報 水生環境有害性 短期(急性) 水生環境有害性 長期(慢性) 生態毒性 残留性·分解性 生体蓄積性 (気体)

GHS定義による気体ではない。 (蒸気)

データ不足のため分類できない。 (粉じん・ミスト)

データ不足のため分類できない。 データ不足のため分類できない。 データ不足のため分類できない。 データ不足のため分類できない。 データ不足のため分類できない。

データ不足のため分類できない。

データ不足のため分類できない。 データ不足のため分類できない。

(生殖毒性)

データ不足のため分類できない。

(生殖毒性・授乳影響)

データ不足のため分類できない。

区分1(消化管)の成分が5%以下のため、区分2(消化管)とした。 データ不足のため分類できない。

動粘性率が不明のため、分類できないとした。

情報なし

データ不足のため分類できない。 データ不足のため分類できない。 データ不足のため分類できない。

【分類根拠】(1)、(2)より、区分2Bとした。【根拠データ】(1) OECD TG 405に準拠したウサギを用いた眼刺激性試験で軽度刺激性と判定されており、全ての所見は7日後以内に回復した (SIDS (2006)、REACH登録情報 (Access on September 2019))。(2) 本物質は皮膚刺激性を示さず、眼に対して軽度の刺激性を示す。また、感作性はほとんどない (SIDS (2006))。

データ不足のため分類できない。データ不足のため分類できない。

【分類根拠】(1)、(2)のように発生影響についてわずかな情報が得られたのみで、性機能・生殖能に関するデータがないことからデータ不足で分類できないとした。【参考データ等】(1)雌マウスの妊娠8~12日に極めて大用量(2,800 mg/kg/day)を強制経口投与した発生毒性試験において、母動物に異常はみられず、催奇形性等はみられていない。なお、児動物に生後1日での体重の高値がみられたが生後3日には差はみられていない(SIDS(2006))。(2)雌マウスの妊娠8日あるいは9日に1用量(60 mg/kg)を単回皮下注射した発生毒性試験において、母動物に体重増加がみられ、胎児に骨化遅延がみられた(SIDS(2006))。

【分類根拠】(1)より、区分1 (消化管)とした。【根拠データ】(1)とトにおいて医療目的で緩下剤として約300 mg/kg、最大限20gの用量で経口投与により使用されたが、激しい下痢と腹部疝痛を生じるために、使用されなくなりつつある (SIDS (2006))。

【分類根拠】(1)、(2)より、吸入及び経口経路について区分に該当しない。【根拠データ】(1)本物質の粉じんに2ヵ月~31年間ばく露された男性作業者119名を対象とした横断研究において、全例の尿中から無機硫酸塩が2.2g/Lを超える濃度で検出され、30%の作業者で3g/dayを超える無機硫酸塩排泄がみられた。作業者への粉じんばく露で唯一みられた症状は鼻の刺激と鼻水であった(SIDS(2006))。(2)雄ラットを用いた4週間混餌投与試験で、最高用量の約2,000 mg/kg/dayまで毒性影響はみられなかった(SIDS(2006))。

データ不足のため分類できない。

データ不足のため分類できない。 データ不足のため分類できない。 データなし データなし データなし

土壌中の移動性 オゾン層への有害性 その他のデータ

汚染容器及び包装

データ不足のため分類できない。

情報なし

データなし

13. 廃棄上の注意 残余廃棄物

廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を 行って危険有害性のレベルを低い状態にする。

内容物/容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処

理業者に委託すること。

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治

体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

海上規制情報 国際規制

非該当 Not applicable Not applicable

Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC

Code

航空規制情報

Marine Pollutant

非該当

国内規制 陸上規制 労働安全衛生法の規定に従う。

海上規制情報 海洋汚染物質 非該当 非該当

MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら 積み輸送される液体物質 非該当

航空規制情報

非該当

特別の安全対策

輸送前に容器の破損、腐食、漏れがないことを確認する。 転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実 に行う。

なし

緊急時応急措置指針番号

15. 適用法令

労働安全衛生法

労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の 義務対象物質(令和7年4月1日施行予定分)

非該当

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施 行令第18条第1号、第2号別表第9)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行 令第18条の2第1号、第2号別表第9)

硫酸ナトリウム(政令番号:2236)(5%以下)

毒物及び劇物取締法

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

海洋汚染防止法

外国為替及び外国貿易法

水道法

非該当 非該当

有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)

輸出貿易管理令別表第1の16の項

有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)

16. その他の情報 参考文献

1) ezSDS (JCDB)

2)化学物質総合情報提供システム(NITE)

3)化学便覧

全ての資料や文献を調査したわけではないため、情報漏れがあ るかも知れません。また、新しい知見の発表や従来の説の訂正 により内容に変更が生じます。重要な決定等にご利用される場 合は、出典等をよく検討されるか、試験によって確かめられること をお薦めします。なお、含有量、物理/化学的性質等の数値は 保証値ではありません。また、注意事項は通常的な取扱いを対 象としたものなので、特殊な取扱いの場合には、この点にご配慮 をお願いします。

その他